

有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律施行令等新旧対照条文

- 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律施行令（平成十四年政令第三百五十四号）（第一条関係） 1
- 有明海・八代海総合調査評価委員会令（平成十四年政令第三百五十五号）（第二条関係） 2
- 環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）（第三条関係） 3

○ 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律施行令（平成十四年政令第三百五十四号）（第一条関係）（抄）（傍線部分は改正部分）

現 行	改 正 前
<p>有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律施行令</p> <p>（国の補助の割合の特例の対象となる事業の範囲）</p> <p>第一条 有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第八条の特定事業として政令で定める事業は、次の各号のいずれかに掲げる事業で、当該事業に要する経費の総額が五千万円以上のものとする。</p> <p>一 有明海及び八代海等の海域の漁場としての効用の低下している水面において行われる堆積物の除去事業で、当該効用を回復するためのもの</p> <p>二 有明海及び八代海等の海域の漁場としての効用の低下している水面において行われる海底の覆土事業で、当該効用を回復するためのもの</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する漁港漁場整備事業（同項第二号に掲げるものに限る。）のうち、有明海及び八代海等の海域の環境の保全及び改善を図るために必要なものとして農林水産大臣が財務大臣と協議して指定する事業</p>	<p>有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律施行令</p> <p>（国の補助の割合の特例の対象となる事業の範囲）</p> <p>第一条 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第八条の特定事業として政令で定める事業は、次の各号のいずれかに掲げる事業で、当該事業に要する経費の総額が五千万円以上のものとする。</p> <p>一 有明海及び八代海等の海域の漁場としての効用の低下している水面において行われるたい積物の除去事業で、当該効用を回復するためのもの</p> <p>二 有明海及び八代海等の海域の漁場としての効用の低下している水面において行われる海底の覆土事業で、当該効用を回復するためのもの</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する漁港漁場整備事業（同項第二号に掲げるものに限る。）のうち、有明海及び八代海等の海域の環境の保全及び改善を図るために必要なものとして農林水産大臣が財務大臣と協議して指定する事業</p>

○ 有明海・八代海総合調査評価委員会令（平成十四年政令第三百五十五号）（第二条関係）（抄）（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">有明海・八代海等総合調査評価委員会令</p> <p style="text-align: center;">（組織）</p> <p>第一条 有明海・八代海等総合調査評価委員会（以下「委員会」という。）は、委員二十人以内で組織する。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（削る。）</p> <p>第八条・第九条 （略）</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">有明海・八代海総合調査評価委員会令</p> <p style="text-align: center;">（組織）</p> <p>第一条 有明海・八代海総合調査評価委員会（以下「委員会」という。）は、委員二十人以内で組織する。</p> <p>2・3 （略）</p> <p style="text-align: center;">（資料の提出等の要求）</p> <p>第八条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>第九条・第十条 （略）</p>

現 行	改 正 前
<p>（水・大気環境局の所掌事務）</p> <p>第六条 水・大気環境局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 十三 （略）</p> <p>十四 有明海・八代海等総合調査評価委員会の庶務に関すること。</p> <p>十五 （略）</p> <p>（水環境課の所掌事務）</p> <p>第三十四条 水環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 六 （略）</p> <p>七 有明海・八代海等総合調査評価委員会の庶務に関すること。</p> <p>八 （略）</p>	<p>（水・大気環境局の所掌事務）</p> <p>第六条 水・大気環境局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 十三 （略）</p> <p>十四 有明海・八代海総合調査評価委員会の庶務に関すること。</p> <p>十五 （略）</p> <p>（水環境課の所掌事務）</p> <p>第三十四条 水環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 六 （略）</p> <p>七 有明海・八代海総合調査評価委員会の庶務に関すること。</p> <p>八 （略）</p>